

# 「第二期三重県地域福祉支援計画」の概要①

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 計画改定の趣旨

(1) 経緯・位置づけ

- 社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画
- 各福祉分野の上位計画
- 市町の地域福祉の推進を支援していくための計画
- 福祉分野の計画だけではなくさまざまな分野の計画と連携  
→第一期計画（令和2年3月策定）

(2) 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

### 2 支援を必要とする人等の状況

### 3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況

### 4 第一期計画期間中の主な法改正

- ・ 重層的支援体制整備事業の創設
- ・ 孤独・孤立対策推進法の施行
- ・ 子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正（ヤングケアラー）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

### 5 第一期計画期間中の取組成果と課題

#### ① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

- ・ 多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数

8 (R2)→14市町 (R5)

- ・ 主に小規模自治体において整備が進んでいない。
- ・ 地域福祉計画の策定市町数 18 (R2)→18市町 (R5)

→市町のニーズを丁寧に把握し、支援していく必要

#### ② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

- ・ 高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実
- ・ 生活上の課題全般に応じた支援を推進

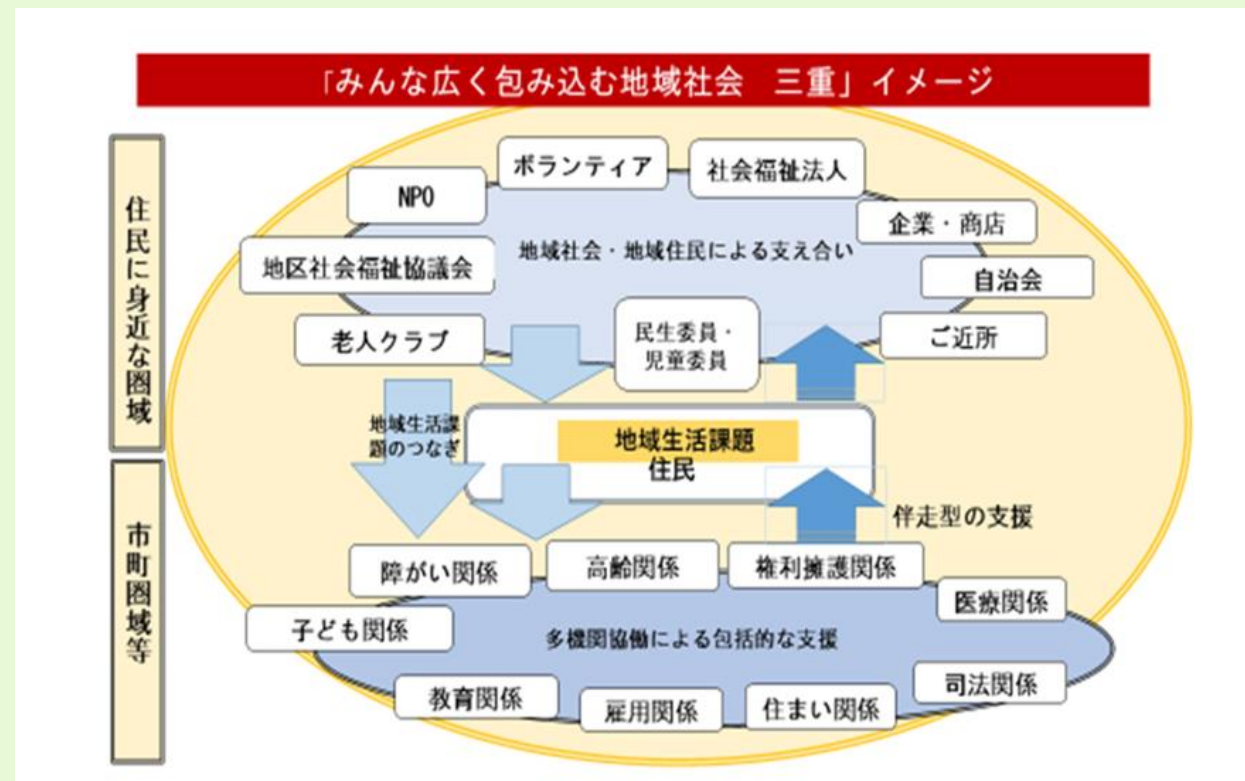
→アウトリーチ（訪問型）支援等に引き続き取り組む必要

#### ③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

→引き続き、福祉人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要

## 第3章 計画の基本理念と施策体系

### 1 計画の基本理念



### <4つの基本原則>

自己決定の尊重と意思決定の支援	本人に寄り添った支援
地域づくりに向けた取組の推進	持続可能な開発目標（SDGs）の達成

### 2 施策体系（推進項目）

- ① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）
- ② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- ③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

# 「第二期三重県地域福祉支援計画」の概要②

## 第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、令和11年度までの施策方向と施策の展開を次のとおりとし、県内の地域福祉の推進を図ります。

推進項目	1 地域における支え合い体制 (～包括的支援体制の整備～)	2 暮らしを支える取組の推進 (～日常の暮らしの継続～)	3 地域福祉を支える基盤整備 (～福祉サービスの充実～)
施策の基本的な方向	地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。	包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、高齢、障がい、子ども・子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を着実に推進します。	公的支援をはじめとする各種サービスの充実に取り組みます。 人材の養成・安定的確保について、「三重県人材確保対策推進方針」に基づいた取組を推進していきます。
施策方向・施策展開	<p><b>(1) 市町における包括的な支援体制づくりへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援包括化推進員の養成等の後方支援</li> <li>②社会福祉協議会の取組への支援と連携強化</li> <li>③地域におけるさまざまな主体との連携</li> <li>④相談・支援機関の連携推進</li> </ul> <p><b>(2) 市町における地域福祉計画策定・推進への支援</b></p> <p><b>(3) 地域における支援活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり</li> <li>②地域住民による支援活動の推進</li> <li>③企業との連携による地域福祉活動の支援</li> </ul> <p><b>(4) 災害時における要配慮者への支援体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における避難行動要支援者対策の促進</li> <li>②福祉避難所の確保</li> <li>③災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備</li> <li>④介護職員等の応援・受援体制の整備</li> <li>⑤災害時におけるボランティア活動の支援</li> </ul> <p><b>(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ユニバーサルデザインの意識づくり</li> <li>②誰もが暮らしやすいまちづくり</li> </ul>	<p><b>(1) 高齢、障がい、子ども・子育て分野における重点施策の推進</b></p> <p><b>(2) さまざまな生きづらさを抱える人・世帯への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ひきこもり②自殺対策</li> <li>③再犯防止の取組の推進④認知症施策の推進</li> <li>⑤がん・難病患者⑥医療的ケア児・者</li> <li>⑦外国人住民⑧DV及び困難な問題を抱える女性</li> <li>⑨ヤングケアラー⑩人権課題</li> </ul> <p><b>(3) 生活困窮者等への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活困窮者自立支援の推進</li> <li>②子どもの貧困の解消に向けた対策の推進</li> </ul> <p><b>(4) 生活基盤の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労機会の充実②住宅確保③移動の確保</li> </ul> <p><b>(5) 権利擁護の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①成年後見制度利用の促進</li> <li>②福祉サービスの利用援助</li> <li>③差別解消、虐待防止の取組の推進</li> <li>④消費者被害の防止・救済</li> </ul>	<p><b>(1) 福祉人材の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉人材の確保</li> <li>②若者等の参入促進</li> <li>③働きやすい福祉職場づくりへの支援</li> </ul> <p><b>(2) 福祉サービスの質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①効果的な指導監査等の実施</li> <li>②社会福祉法人による公益的活動の促進</li> <li>③第三者評価の受審促進</li> <li>④苦情解決体制の充実</li> <li>⑤福祉人材の質の向上</li> </ul> <p><b>(3) 福祉サービスの総合的提供方法のあり方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①保健・医療との連携②共生型サービスの普及</li> </ul> <p><b>(4) 福祉サービス提供におけるICT技術等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護ロボットの導入支援</li> <li>②福祉分野におけるICT化の推進</li> </ul>

## 第5章 計画に係る評価指標と推進体制

### 1 評価指標

本計画の基本理念等をふまえ、包括的な支援体制が県内に広がるよう次のとおり評価指標を設定します。

指標	現状値	令和11年度目標値
多機関協働による包括的相談支援体制整備市町数	14市町	29市町 (令和8年度)
地域福祉計画策定市町数	18市町	29市町
包括的な支援体制の整備に向けた後方支援実施市町数	—	29市町 (累計値)

### 2 推進体制

「三重県地域福祉推進会議」において、定期的に評価・検証、着実な推進

### 事例集

県内市町、関係団体等が取組の参考としていただくため、14事例を掲載